

小学校でのフッ化物応用について

1. フッ化物応用の目的

科学的根拠に基づく、むし歯予防や健康格差の縮小

2. これまでの神戸市のフッ化物応用

- ① 1歳6か月児歯科健診および3歳児歯科健診の希望者にフッ化物塗布を実施
- ② 保育所（園）、幼稚園、認定こども園において、4歳・5歳児の希望者を対象にフッ化物洗口を実施

3. 小学校における実施に向けた課題

- ① フッ化物洗口を定期的に実施する時間の確保が困難
- ② 誤飲防止や洗口液を調製するなど、教職員の業務負担が大きい

4. 先行事例の調査

フッ化物応用に向けて、他都市での先行事例を健康局と教育委員会で視察

- ① フッ化物塗布の視察 大阪市（令和元年12月）
- ② フッ化物洗口の視察 京都市（令和2年2月）

5. 令和2年度予算

健康局と教育委員会との共同事業として、小学校でフッ化物応用をどのように実施するか検討するために予算化

6. 現在の状況

新型コロナウィルス感染症の影響により、今年度は学校での授業時間の確保などの課題が発生

【参考1：モデル事業の実施方法（案）】

(1) フッ化物塗布

- 対象 : モデル校を2校指定（該当学年が単学級または2学級）
- ・低学年対象：歯ブラシ塗布（1.6歳児健診・3歳児健診の方式）
 - ・高学年対象：トレー法による塗布（大阪方式）
- 頻度 : 年2回（夏・冬休みや土日授業参観等を利用）
- 実施方法 : 希望する児童に対し、学校歯科医及び歯科衛生士がフッ化物塗布を実施。教職員は児童の見守のみ。
- その他 : 健康教育を同時実施するかどうか検討が必要。

(2) フッ化物洗口

- 対象 : モデル校を2校指定（該当学年が単学級または2クラス）
- ・1～2年生対象
- 頻度 : 週1回法（35回／年、長期休みを除く）
- 実施方法 : 外部人材を利用して、フッ化物洗口を実施。教職員は児童の見守り及び備品・薬剤等の保管場所の提供

【参考2：他都市の状況】

(1) フッ化物塗布実施市

【大阪市】

- ・実施校数 : 全学校 (289校／289校)
昭和38年大阪市学校歯科医師会の授業として開始、
昭和45年から大阪市よりフッ化物実施事業に委託金支出
- ・対象事業 : 4年生の希望者を対象にフッ化物塗布を実施
※歯と口の健康教育事業の一環 (2年・6年は座学)
- ・頻度 : 4年生時に1回 (健康教育としての効果)

(2) フッ化物洗口実施市

【京都市】

- ・実施校数 : 全学校 (H5～)
- ・対象児童 : 希望者に対して週1回法を実施
- ・実施主体 : 教育委員会
- ・学校の役割 : 洗口液の調製等教職員が実施

【熊本市】

- ・実施数 : 10校 (H24～)
- ・対象児童 : 1・2年生の希望者に対して週1回法を実施
- ・実施主体 : 健康福祉局健康づくり推進課
- ・委託先 : 「熊本市8020健康づくりの会」または「熊本市シルバー人材センター」
- ・学校の役割 : 洗口時の児童の見守り、備品・薬剤等の保管場所の提供

【松江市】

- ・実施数 : 小・中・義務教育学校 51校
- ・実施方法 : 前日に薬局で薬剤師が洗口液を調製し、宅配業者が各校に配達
- ・実施主体 : 島根県
- ・学校の役割 : 洗口時の児童の見守り